

きらり大町総合病院園

入園のしおり

(重要事項説明書)

きらり大町総合病院園

長野県大町市大町高見町3122-6

TEL: 0261-85-2528

保育園修了時まで使用しますので大切に保管してください。

令和8年度

2026年4月1日改定

児童憲章

- 児童は、人として尊ばれる。
- 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- 児童は、よい環境の中で育てられる。

出典：文部科学省より

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryu/attach/1298450.htm

「子どもの権利条約」-4つの柱

○ 生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。



○ 守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。



○ 育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。



○ 参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。



出典：日本ユニセフ協会より

https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

目 次

1	保育理念・方針	1
2	施設の概要	2
3	利用料等	4
4	提供する保育の内容	6
5	給食について	7
6	入園に際してのお願い	8
7	保健と健康管理について	10
8	緊急時における対応方法	13
9	保育園の持ち物	14
10	その他	15
11	個人情報の取り扱いについて	16
12	虐待防止への取り組み	17
	くすり連絡票	
	登園届	
	登園に関する医師意見書	
	重要事項に関する同意書 兼 契約書（保護者控）	
	重要事項に関する同意書 兼 契約書（保育園控）	

1. 保育理念・方針

■ 組織理念

子育て支援を通して地域社会に貢献します。

家族のような温かい雰囲気の中、お子様にとっての“もうひとつのお家”を提供いたします。

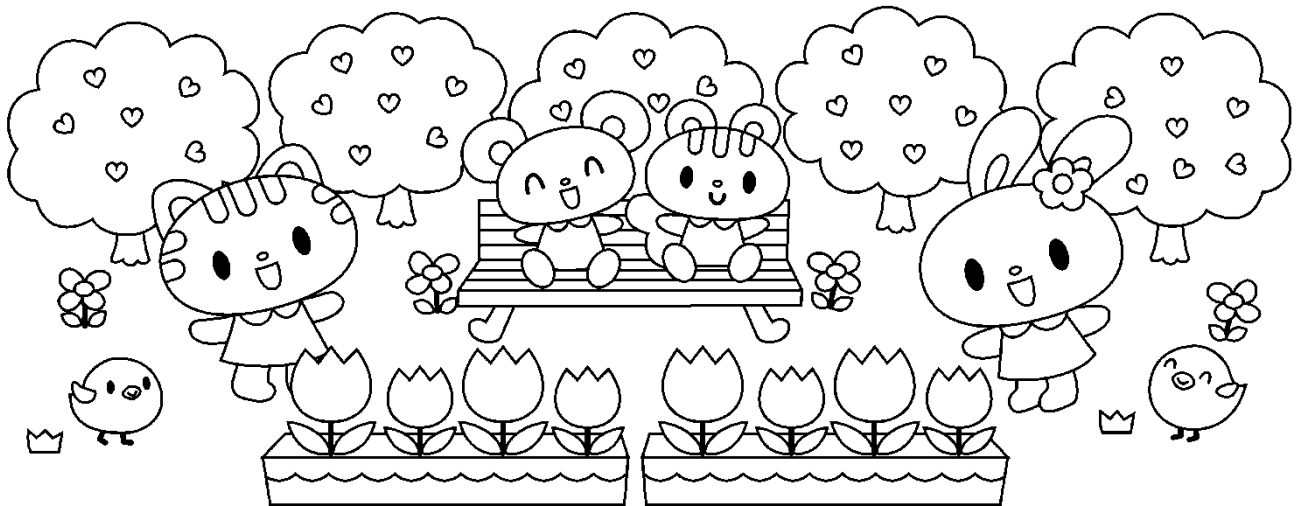
■ 保育理念

安心安全で楽しく清潔な日々を共に過ごすことにより、子どもの健やかな育ちをたすける。

■ 保育方針

少子化により従来あった兄弟姉妹との関りや、地域で年齢の異なる子ども同士で関わる機会が減少していますが、子どもの発達にとってこれらは重要であると考えます。

異年齢間の交流を積極的に行うことで、子どもが手助けをしたり、他者へのいたりや思いやりの気持ちや、憧れの気持ち、新たな活動への挑戦の意欲を学ぶ機会を大切にします。



2. 施設の概要

■ 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	特定非営利活動法人きらり
事業者の所在地	〒399-0745 長野県塩尻市大門桔梗町 2-1 ワコウビル 1 階
事業者の連絡先	0263-88-8416
代表者氏名	理事長 辻明日香

■ 施設の概要

種別	大町市認可 家庭的保育事業			
名称	きらり大町総合病院園			
所在地・連絡先	長野県大町市大町高見町3122-6			
開設年月	2012年3月	認可事業開始年月	2023年4月	
施設管理責任者	長澤 友里			
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	2人	2人	1人	5人
対象年齢	生後6か月から2歳児まで			

■ 施設・設備の概要

敷地面積	44.56 m ²		
屋外遊技場(園庭)	30 m ²		
構造	木造2階建て1階部分		
施設設備	保育室	1室	37.81 m ²
	トイレ	1室	大人と併用
	調乳室	1室	6.75 m ²

■ 職員体制(令和8年2月1日現在)

	保育者	栄養士 (事務局付)
職員数	4人	1人
常勤	2人	
非常勤	2人	1人

■ 保育日・保育時間

(1)開園日・休園日

開園日	毎週月曜日～土曜日 ※利用者がいない場合は閉園します。
休園日	日曜日、国民の祝日年末年始(12月29日～1月3日)

(2)開所時間

月曜日～土曜日	8:00～17:00
---------	------------



3. 利用料等

(1) 月極保育料

保育形態		保育料金	備考
短時間認定	8:30～16:30	居住市町村 の基準額	昼食代、ミルク代、おやつ代、 補食代、光熱水道代込
標準時間認定	8:00～17:00		

※ 上記料金には消費税込みの金額となります。当月分を当月中にご請求いたします。

※ 慣らし保育を希望される場合の慣らし保育料はお住まいの市区町村によって取り扱いが変わります。

(2) 早朝保育・延長保育料（短時間認定のみ）

早朝保育料	平日・土曜日	8:00～認定開始時間	月額 0円
延長保育料	平日	認定終了時間～17:00	月額 500円
	土曜日	認定終了時間～17:00	月額 500円

※ 上記料金には消費税込みの金額となります。当月の延長保育料は当月にご請求いたします。

※ 延長保育料は、月額料金となります。月途中での日割り還付はいたしませんのでご了承ください。

※ 延長保育料は、当月分の月額保育料と合算して精算となります。

※ 早朝保育・延長保育の申込み、希望時間帯の変更、利用の中止には、その都度申込書の提出が必要です。事前に届出をしていない場合はスポット利用料金となります。

※ 申込書の提出締切は利用開始(中止)月の前月25日とします。締切後の提出分は、翌月以降の変更となります。

(3) スポット利用（短時間認定のみ）

保育形態		保育料金	備考
延長スポット料金	認定終了時間 ～17:00	100円/30分ごと	ミルク代、おやつ代、 補食代、光熱費込

※ 上記料金には消費税込みの金額となります。また、当月発生したスポット利用料は、翌月ご請求いたします。

(4) その他費用(保育補助費)

名 称	金 額	その他
スポーツ振興センター災害給付	315 円	4 月から翌年 3 月末までの年間利用料金です。月割りの取り扱いはありません。
写真代	88 円~/枚	写真サイズにより料金が異なります。別途消費税がかかります。
カラー帽子(日よけ付き)	1,000 円	任意購入です。 色はオレンジになります。
おたより袋	290 円	

(5) 支払方法

保育料の納入は、現金徴収となります。毎月保育料袋を配布しますので、当月末までに直接園にお持ちください。当月中に保育料の納入をいただけない場合は、翌月より利用をお断りする場合がありますのでご了承ください。

4. 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

平成 30 年 4 月から施行された保育所保育指針では、保育所も「幼児教育」を行う施設として位置づけられました。

大人になったとき、どんな能力が身についていけば、幸せになれるのでしょうか。

これまでは、知識の量や論理的思考がその決め手だと思われてきました。しかし、今はそういったテストで測れる「認知能力」よりも、「忍耐力」「社会性」「自信・楽観性」などの「非認知能力」が重要だと研究でわかってきています。しかも、0～2 歳は非認知能力が育つための重要な時期であることが知られています。

信頼できる大人に囲まれ、自己肯定感という心の根幹をもとに、非認知能力という葉が育ちます。非認知能力が育つことで、認知能力という実がなるんですね。

2000 年にノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・ヘックマンは、教育経済学において「幼少期に非認知的な能力を身につけておくことが、大人になってからの幸せや経済的な安定につながる」と言っています。当園では、日々の生活の中で“生きていく力の芽”を育みます。

■ 1 日のスケジュール

8:00	順次登園
9:00	手洗い、AMおやつ
9:20	遊び（室内外・散歩）
10:45	手洗い、昼食、歯磨き
12:15	お昼寝
14:45	起床
15:00	手洗い、PMおやつ
16:30	順次降園
17:00	閉園

■ 年間スケジュール（都度、誕生日会も行います。）

4月	
5月	歯科検診・お楽しみお弁当会
6月	保育参加・内科健診
7月	水遊び
8月	
9月	
10月	お楽しみお弁当会
11月	保育参加・歯科検診
12月	クリスマス会・内科健診
1月	
2月	
3月	お別れ会



5. 給食について

乳幼児期の健やかな心身の発達と成長のためには、毎日の食事が大切な役割をはたします。主食、副食を含めた完全自園調理で、個々の発達状況を鑑み安全面に充分配慮して提供しています。

たくさん食べたり栄養バランスをとることに気をとられてしまいがちですが、0～2歳の子ども達には、食事に興味をもったり、どんな味がするのかをみんなで話したり、「おいしいね」「楽しいね」を優先させ、ごはんが楽しみ！と思えるようになってほしいと思います。

■ 給食内容と栄養について

0歳児	ミルク+離乳食	1日の栄養量の60～50% 月齢によって変わるため変動あり
1・2歳児	昼食+おやつ2回(午前9時/午後3時)	1日の栄養量の50% 約480kcal

■ 献立について

栄養士が子どもの発育状況を踏まえ作成しています。献立の内容は、月末に翌月の献立表を配布いたします。材料の都合で変更することもあります。夕食との組み合わせなどの参考にしてください。

■ 提供方法

衛生面・安全面に配慮しながら園内で調理をしています。

■ アレルギー対応について

当園では、設備上の理由からアレルギー除去対応ができかねます。お子様の安全を第一に考え、アレルギー児童については程度にかかわらずお弁当・おやつの特参をお願いしています。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6. 入園に際してのお願い

■ 入園について

お問い合わせ

当園にご連絡ください。定員に空きがある場合、入園説明の日時をご案内します。

入園説明（オリエンテーション）

当園の保育内容や入園までの流れについてご説明します。また、必要書類をお渡しします。

入園申込書を提出・受領

入園に必要な書類を園までお持ちください。

入園決定の連絡 必要書類の準備

入園が決まりましたらご連絡いたします。個別面談に必要な書類の準備をお願いします。

個別面談

当園入園決定のお子様につきましては、ご自宅での様子や健康状態、
保護者の方の就労状況などをお伺いいたします。
お子様と一緒においでください。また、慣らし保育を希望される方は職員にご相談ください。

入園

いよいよ保育園生活がスタート！必要な荷物をお持ちください。

■ 退園について

- ① 退園 1 か月前までに、退園届を届け出てください。
- ② 大町市では、弟妹の出産に伴い、出産予定月の前3か月、後3か月の利用が可能です。詳細は大町市役所児童係へお問い合わせください。

■ 登園、降園に関すること

- ① 欠席、遅刻の連絡は 9 時までに「はいチーズ！ノート」または電話でお願いします。なお、連絡ができないやむを得ない事情がある場合は、その限りではありません。
- ② 毎日、健康状況(顔色、発熱、食事の量、便の状態等)をよく観察し、気になる事がある場合はお知らせください。
- ③ 保育中に体の具合が悪くなったり、怪我等した時には連絡をします。状況によってはお迎えに来ていただくこともあります。
- ④ 保育園への送迎は、保護者が行ってください。お迎えに来る方がいつもと異なる場合は、必ず事前にお知らせください。お身内の方であっても、確認が取れるまではお引渡しできませんのでご了承ください。

■ 保護者の連絡先について

- ① 家庭の調べに記入された順番でご連絡いたします。緊急連絡先が変わりましたら職員までお知らせください。
- ② お休み、出張、研修等で勤務先に不在の場合には、事前に連絡先を職員へお伝えください。

■ 保育園からの連絡等に関して

- ① 保育での状況や家庭での状況を相互に連絡しあうために「連絡ノート」を活用します。体温、食事、遊び、排便状況、お子さんの様子をできるだけ詳しく記入してください。気になることがある場合には、口頭でもお知らせください。
- ② 月に 1 回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。
- ③ 日々の連絡もありますので、掲示板等は毎日必ずご覧ください。
- ④ 提出物は、必ず期限までに提出してください。

■ その他

在園中に市町村を超えての転居をする場合は、1 か月前までに園にお知らせください。

7. 保健と健康管理について

■ 園で行う健康診断、諸検査について

項目	内容	回数及び時期
健康診断	内科	年2回(6月・12月頃)
	歯科	年2回(5月・11月頃)
身体計測	身長・体重	毎月

- 保育中に具合が悪くなった場合には、保護者にお知らせします。症状によっては早めのお迎えをお願いします。発熱の場合、37.5℃以上でお迎えをお願いしています。感染症の流行状況などによっては、発熱に限らずお子様の様子によってお迎えをお願いすることがあります。
- 急な病気やけがの場合には、園にて病院へお子さんをお連れすることがあります。医師の処置が必要と判断される場合は、保護者へ連絡の上、医療機関で受診します。保護者に連絡がとれない場合は、お子さんの身体の安全を優先させ、当保育園が責任を持って対処しますのであらかじめご了承ください。
- 投薬は「医療行為」です。保育園では原則として行うことができません。
 - ・主治医処方薬に限りません。
 - ・症状(咳が出たら、発作がおきたらなど)を判断しての投薬は行いません。
 - ・座薬・目薬・外用薬の与薬は行いません。ただし、アトピー性皮膚炎など経過が長引くような慢性疾患の日常における与薬や処置については、協議の上でご対応させていただきます。
 - ・薬は必ず手渡しで保育士へお渡しください。(子どもの体調を伝え、1回ずつに分けて、名前を記入し当日分のみお渡しください。)
 - ・薬の服用を嫌がったり飲ませた薬を吐いてしまった場合の責任は負いかねますのでご了承ください。
- 伝染性感染症の疑いがある場合は登園できません。保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について届出書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能状態となつてからの登園であるようにご配慮ください。厚生労働省の指導により「保育所における感染症対策ガイドライン」にそって対応しておりますので、ご協力をお願いします。

① 医師が記入した「登園に関する医師意見書」が必要な感染

※「登園許可証明書」は保育園にあります。かかりつけ医師に記入いただきます。

感染症名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜炎(プール熱、アデノウイルス感染症)	主な症状が消失した後2日経過するまで
流行性角結膜炎(はやり目)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症(○157・○26・○111 等)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで

<参考> 保育所における感染症ガイドラインより

② 下記の感染症については、「治癒証明書」の提出をお願いします。

※「治癒証明書」の用紙は、保育園にあります。保護者の方が記入してください。

※受診結果については速やかに保育園へ連絡してください。

感染症名	登園のめやす
新型コロナウイルス	発症の翌日から 5 日間経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで

③ 下記の感染症については、「登園届」の提出をお願いします。

※「登園届」の要旨は、保育園にあります。保護者の方が記入してください。

※受診結果については速やかに保育園へ連絡してください。

感染症名	登園のめやす
突発性発疹	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態がよいこと
手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸症状が消失し、全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになってから
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること

■ 予防接種について

予防接種は体調の良い時に計画的にお受けください。予防接種を受けた後は、観察が必要ですので、ご家庭で保育できる時に接種を受けてください。接種後やむを得ず登園される場合は事前に職員までお知らせください。

■ 嘱託医

病 院 名	市立大町総合病院 小児科
所 在 地	〒398-0002 長野県大町市大町 3130
電 話 番 号	0261-22-0415

■ 嘱託歯科医

病 院 名	市立大町総合病院 特殊外科・口腔外科
所 在 地	〒398-0002 長野県大町市大町 3130
電 話 番 号	0261-22-0415

8. 災害・緊急時における対応方法

自然災害・事件・事故・また子どもに体調の急変などが生じた場合、速やかに保護者へ連絡します。また適切な行政機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

■ 管轄する消防署

消 防 署 名	北アルプス広域消防本部・大町消防署
所 在 地	〒398-0002 長野県大町市大町4724-1
電 話 番 号	0261-22-0119

■ 管轄する警察署

警 察 署 名	長野県警察大町警察署
所 在 地	〒398-0002 長野県大町市大町旭町2895
電 話 番 号	0261-22-0110

■ 最寄りの交番

交 番 名	大町警察署 信濃大町駅前交番
所 在 地	〒398-0002 長野県大町市大町3181-2
電 話 番 号	0261-22-7631

■ 災害に備えて

防 火 管 理 者	市立大町総合病院
避 難 訓 練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防 災 設 備	消火器、自動火災報知機を備えています。
一 次 避 難 場 所	保育園西側敷地

■ 緊急時の連絡方法について

災害時は、下記のうち可能な手段にて、園児の安否及び避難場所をお知らせします。

① 一斉配信連絡網

※ 一斉連絡配信システムとして、SEN CORPORATION(本社:東京都千代田区大手町)の「はいチーズ!システム」を利用します。※年間利用料はかかりません。

② 保育園入口の掲示園外へ避難した場合には、園児の安否及び避難場所を保育園入り口に掲示します。

9. 保育園の持ち物

〔 お願い 〕

- 持ち物(おむつ、靴下、下着など)すべてに名前を記入してください。
- 衣類は年齢に応じて、一人で着脱しやすいもの、活動しやすいものにしてください。
- 汚れた衣類等は、毎日持ち帰り、適宜補充してください。
- 通園バックは、リュックでも斜めがけでも構いません。子どもが自分で使用しやすいもの、大きさでお願いします。年齢によって、保護者の使いやすいものでも構いません。(トートバッグなど)

園で保管しておくもの	衣類	肌着 (3~5枚)	・綿100%で、肌触りの良いものがベストです。季節に合った素材、袖丈のものを。 ・ロンパースは着脱がしづらいため上下別のものが望ましいです。
		上着 (3~4枚)	・つかまり立ちができるようになったら、より動きのとりやすい、上衣・下衣に分かれた衣類にしましょう。 ・肩にボタンやスナップがついたタイプが、着脱もしやすく安全です。 ・気候に応じた袖丈・生地のを。
		ズボン (3~4枚)	・ウエストがゴムで、伸縮性のある素材がベストです。 ・サイズの大きいものは、引きずってしまい危険ですので注意が必要です。 ・気候に応じた丈・生地のを。 ・女の子のスカートは、遊び着には不向きです。
		靴下 (2枚)	・サイズが合っていれば、特に注意することはありません。
	お昼寝布団	・毎週金曜日に持ち帰ります。敷布団と掛け布団をお持ちください。 ・大きさに指定はありません。枕元に名前を書いた白い布を縫い付けていただくようお願いいたします。 ・毎週シーツを選択し清潔に使用できるようお願いします。	
	歯ブラシ	・必要になるときにお知らせします。ブラシ面が広がったらお知らせします。	
	紙オムツ	・1枚ずつ記名し、1パックお持ちください。残り少なくなりましたらお知らせします。 ・廃棄は園で行います。	
	おしりふき	・乾燥を防ぐため、ふたを付けていただくようお願いいたします。	
	帽子	・使いやすいもの、または園指定のカラー帽子をお持ちください。 ・あごにかけるゴム紐をつけてください。	
	毎日の持ちもの	食事	食事エプロン
口拭きタオル (3枚ずつ)			・薄手の綿素材のものが肌によいです。 ・縦横30cmほどのものと、しっかりと口や手を拭くことができます。
手拭きタオル		・紐付きのものをお持ちください。	
連絡ノート			
汚れ物入れ		・100円ショップなどにある手さげポリ袋(スーパーの袋)など。25cm×45cm程度のもの。	
水筒	・麦茶か水を入れてきてください。		

10. その他

■ 保育園へのご意見・ご要望・苦情への対応について

保育サービスの向上をはかるため、ご意見・ご要望・苦情等のご相談の窓口を設置しています。お気づきの点がございましたら、受付担当者・解決責任者へご連絡をお願いします。受け付けた場合には適切に対応し、改善を図るよう努めます。

相談・苦情受付担当者	<small>ながさわ ゆり</small> 長澤 友里	TEL:0261-85-2528
相談・苦情解決責任者	<small>つじ だいすけ</small> 辻 乃輔	TEL:0261-85-2528
その他	特定非営利活動法人きらり 事務局	TEL:0263-88-8416
第三者委員会	大町市社会福祉協議会 <small>かまぎとくみ</small> 傘木徳実	TEL:0261-22-1501

■ 保険の加入について 21

独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害給付に全園児加入しています。

※ 毎年度 5 月に保険料を徴収しています。

そのほか賠償責任保険も加入しています。

賠償責任保険引受保険会社

： 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

	基本保障
対人賠償(1事故)	5,000 万円
対物賠償(1事故)	200 万円



11. 個人情報の取り扱いについて

当園では、個人情報の取り扱いについて定められた法令等を遵守するとともに、下記の個人情報取扱指針に従って個人情報の重要性を認識しプライバシーに配慮した適切な取り扱いをいたします。

1. 個人情報の取り扱い運営上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。例えば以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

(取得方法の例)

- ・ 入園にあたり提出いただく書類等にご記入
- ・ ご提出いただくことによる取得
- ・ お問い合わせへ対応するために電話の内容を記録することによる取得など

2. 個人情報の利用目的取得した個人情報を、次の目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的は、「入園のしおり」に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、掲示等により公表します。

- ① 日常の保育を実施するにあたって必要な範囲での利用、管理

(利用の例)

- ・ ロッカー、お誕生日カード、連絡ノート、シューズロッカー、おたより等への記名
- ・ 児童の健康管理に伴う園の嘱託医、歯科医への情報提供
- ・ 在園児保護者に配布する園からのおたより、ホームページ、写真等、保育に関係する媒体への掲載

- ② 当法人が取り扱う保育サービスの案内、それに付帯・関連する各種案内、提供および管理

- ③ 問い合わせ・依頼等への対応

- ④ その他、保護者の皆様との連絡・連携を適切かつ円滑に履行するため利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 16 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、保護者の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

以下の場合を除き、保護者の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 当法人の運営遂行上必要な範囲内で、行政機関・業務委託先に提供する場合

個人情報保護法第 16 条第 3 項

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

12. 虐待防止への取り組み

■ 虐待防止への取り組み

- ・ 当園では、児童虐待防止法および児童福祉法に基づき、虐待防止を重要な責務としています。
- ・ 園児が安心して過ごせる環境を確保するため、職員全員が虐待の早期発見と通告義務を担っています。
- ・ 子どもの様子に「虐待が疑われる兆候」が見られた場合、職員は法令に基づき、速やかに市町村へ通告を行う義務があります。
- ・ 通告は、お子さまの安全確保を最優先にするための法的手続きであり、その際の保護者への事前連絡や同意は必要ありません。
- ・ 新任職員には採用時研修を行い、禁止行為・対応ルールを徹底しています。

■ 不適切保育の禁止と相談窓口

- ・ 体罰、放置、威圧的な言葉かけ、人格否定などの不適切な保育行為は禁止しています。
- ・ 職員研修等を通して、適切な関わりを実践できるよう日々努めています。
- ・ もし園での職員の関わりについて「不安」「気になる点」がありましたら、遠慮なくご相談ください。
- ・ ご相談は下記窓口で受け付けています。

園長・主任：TEL → 0261-85-2528

法人事務局：TEL → 0263-88-8416

大町市役所 児童係：TEL → 0261-22-0420

※匿名相談も可能です。必要に応じて外部機関と連携し、速やかに対応いたします。

■ ケガ・事故・不審なあざへの対応

- ・ 園で不審な傷・あざを発見した場合は、まず保護者へ状況確認を行い、必要に応じて市町村の相談窓口と連携します。園内でのけがについては、事故報告書を作成し、丁寧に説明いたします。
- ・ お子さまの安全確保のため、状況に応じて職員間で共有し再発防止に努めます。

■ 保護者支援（家庭支援）

- ・ 育児に関する不安や心配ごとがある場合は、お気軽にご相談ください。
- ・ 市町村の支援窓口と連携し、家庭支援にも積極的に取り組みます。保護者の皆さまと協力しながら、お子さまの成長を見守っていきます。

■ 虐待防止・不適切保育防止に関する研修の実施

- ・ 当園では、子どもの安全を守り、質の高い保育を提供するため、以下のような虐待防止・不適切保育防止に関する研修を年1回以上実施しています。全職員が必ず受講し、適切な関わりを継続的に学びます。
 - 最新の行政通知や法改正
 - 不適切保育の具体例と防止策
 - 職員間の連携・相談体制
 - ケーススタディ（場面ごとの適切な対応）

主治医様

園

保育園での与薬の指示について（依頼）

日頃は保育園児童の健康管理にご尽力頂きましてありがとうございます。

保育園では原則として薬剤を扱わない事になっておりますが、保育園での与薬を必要とする場合は下記「薬の指示書」にて御指示いただきますようお願いいたします。

薬の指示書

下記保育園児について、当院で加療中ですが、登園の際は、保護者に代わり、与薬をお願いします。

園児名 _____

病名（または症状） _____

今回の処方 は _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日 _____ 日分

保育園で与薬するタイミング・方法

タイミング	剤型	与薬方法	保存方法	処方薬名	種類
例) 食後 30 分	粉末	水 10ml に溶かし経口摂取	冷蔵保存	ムコダイン	痰きり

年 月 日

病院名

医師名

保護者様

薬の連絡票

ご記入のうえ、保育士に薬と一緒にお渡し下さい。

依頼日	年 月 日 ()
依頼先	園
園児名	
保護者名	
病名又は症状	
病院名	TEL:
薬 の 内 容	
種類	<input type="checkbox"/> 抗生物質 <input type="checkbox"/> 鼻水止め <input type="checkbox"/> 咳止め <input type="checkbox"/> 下痢止め <input type="checkbox"/> 整腸剤 <input type="checkbox"/> その他 ()

- 医師の「薬の指示書」もご提出下さい。
- 「薬の連絡票」がない場合はお子さんに薬を飲ませる事が出来ません。
- 薬の容器・薬袋にもお子様のフルネームをご記入下さい。
- 使用する薬は1回ずつに分けて、当日分のみご用意下さい。(外用薬除く)

※保育園記入欄

与薬日時				与薬者
月	日	時	分	
月	日	時	分	
月	日	時	分	
月	日	時	分	
月	日	時	分	

登園届（保護者記入）

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

* 登園の際には、下記の登園届の提出・登園の前日に園の方へのご連絡をお願いいたします。

<h2>登園届</h2>	
きらり大町総合病院園 園長あて	
園児氏名	_____
病名「	_____」と診断され
令和 年 月 日 医療機関名「	_____」において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
令和 年 月 日	保護者氏名 _____

* 医師の診断を受けて、保護者の方が記入する登園届が必要な感染症

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	带状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良いこと

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドラインより ※一部「学校保健安全法施行規則」準用

登園に関する医師意見書

きらり大町総合病院園 園長様

園児氏名 _____

下記の疾患に罹患したため療養を指示していました。

病状は回復して集団生活に支障がない状態になったので、 月 日から登園可能であると判断します。

医師の意見書が必要な感染症 該当する感染にチェック

感染症名	登園のめやす
<input type="checkbox"/> 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
<input type="checkbox"/> 麻疹(はしか)/風疹	解熱した後 3 日を経過してから
<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
<input type="checkbox"/> 水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが、かさぶたになってから
<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱(プール熱) ※アデノウイルス感染症を含む	主な症状が消えた後 2 日を経過してから
<input type="checkbox"/> 腸管出血性大腸菌感染症 (O-157・O-26・O-111 等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
<input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと医師が認めてから
<input type="checkbox"/> 流行性出血性結膜炎・角膜炎(急性も含む)	
<input type="checkbox"/> 結核	
<input type="checkbox"/> 伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹(ひしん)が乾燥してから
上記以外の感染症:	

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師氏名 _____

保護者様

インフルエンザにかかった時の手続きについて

お子さんがかかったインフルエンザは、「保育所における感染症ガイドライン」に基づき学校保健安全法によって規定された感染症の為、治癒するまでは保育所ではお預かりすることが出来ません。

お預かりできない期間は、学校保健安全法施行規則に準じ、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」と定められています。

再登園する際は、下記の「保護者からの治癒報告書」を園に提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。ただし、再登園するに当たって治癒したかどうか心配がある場合には、医師の指示に従ってください。

保護者からの治癒報告書

H27.2 改定

様

園児氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします

1. 疾患名	インフルエンザ
2. 発症日（熱が出た日）	令和 年 月 日
3. 解熱日（熱が下がった日）	令和 年 月 日
4. 受診した医療機関名	
5. 医療機関受診日	令和 年 月 日
※6. 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過した日」（=登園可能な日）をご記入ください。	令和 年 月 日
7. 再登園するに当たって園に連絡しておきたいことがございましたらご記入ください	

※6「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過した日」とは、
発症日・解熱日の、翌日を1日と数えます。

令和 年 月 日

保護者氏名

印

保護者 様

新型コロナウイルスに感染した園児は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

再登園するにあたって、改めて「治癒したかどうか」の医師の診察を受ける必要はありませんが、感染拡大予防のため「発症の翌日から5日間」を出席停止としてください。

新型コロナウイルス感染症が治癒し登園するときは、この「治癒報告書」を提出してください。

この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありませんので、お願いいたします。

治 癒 報 告 書

保育園長 様

園児氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	新型コロナウイルス感染症
発症日（発熱等、かぜ様の症状が出た日、検体採取日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
発症の翌日から5日間経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	年 月 日まで

令和 年 月 日

保護者氏名

重要事項に関する同意書 兼 契約書

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(説明書番号：2026-大-1)

保 育 所 名	きらり大町総合病院園
所 在 地	長野県大町市大町高見町3 1 2 2 - 6
連 絡 先	0261-85-2528
説 明 者 氏 名	長澤 友里

私は、「重要事項説明書」に基づいて、きらり大町総合病院園から重要事項の説明を受け、同意しました。また、「保育所利用決定通知書」に基づき、本園への入所を確認したことを届け出します。

記 入 日	令和 年 月 日
カ ナ	
児 童 氏 名	
カ ナ	
保 護 者 氏 名	続柄：
住 所	〒
連 絡 先	



重要事項に関する同意書 兼 契約書

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(説明書番号：2026-大-1)

保 育 所 名	きらり大町総合病院園
所 在 地	長野県大町市大町高見町3 1 2 2 - 6
連 絡 先	0261-85-2528
説 明 者 氏 名	長澤 友里

私は、「重要事項説明書」に基づいて、きらり大町総合病院園から重要事項の説明を受け、同意しました。また、「保育所利用決定通知書」に基づき、本園への入所を確認したことを届け出します。

記 入 日	令和 年 月 日
カ ナ	
児 童 氏 名	
カ ナ	
保 護 者 氏 名	続柄：
住 所	〒
連 絡 先	